

## 議事要旨(2)-2 SPE・信託専門委員会での検討状況(信託法の概要)について

秋葉統括研究員より、審議事項(2)に基づき、今後検討が予定される信託の会計処理に先立ち、12月に公布された信託法の概要について以下のような説明がなされ、審議が行われた。

- ・信託法の改正内容
  - (1) 柔軟性を向上させる観点から、当事者の私的自治を尊重し、過度に規制的であった現行法のルールを見直すもの。
  - (2) 信託という財産管理のための法制の信頼性を損なわないものとする。
  - (3) 多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備を行う。
    - 受益証券発行信託の創設、限定責任信託の創設、自己信託(信託宣言)の許容、目的信託の許容等
- ・多様な信託の利用形態について
  - (1) 信託方法
    - 従来 of 信託契約による設定、遺言による設定の他、信託宣言による設定(いわゆる「自己信託」)が創設された。
  - (2) 新たな信託の種類
    - ✓ 受益権発行信託
    - ✓ 限定責任信託(いわゆる「ノンリコースの信託」)
    - ✓ 受益者の定めのない信託(いわゆる「目的信託」)
- ・信託財産の範囲について
  - 信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とすることができ、負債も信託できるようになったため、いわゆる「事業の信託」が可能となる。
- ・二人以上の受益者による意思決定の方法の特例
  - 原則として、受益者が二人以上ある信託における受益者の意思決定は、すべての受益者の一致によってこれを決定する。ただし、信託行為に別段の定めがある場合や、受益者集会において多数決による旨の定めがある場合には、その定めによる。
- ・信託の終了事由について
  - 受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したときに信託の終了事由となるため、受託者=受益者となる自己信託の場合には、一部を一年以内に売却しないと信託の終了にあたる。
- ・受益権発行限定責任信託の特例
  - 受益証券発行限定責任信託の場合には、会計監査人を置くことができ、最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるものについては、会計監査人を置かなければならない。
- ・施行期日について
  - 自己信託の規定は、信託法の施行の日から1年間は適用しない。

委員等から特段の質問事項等はなかった。

以上